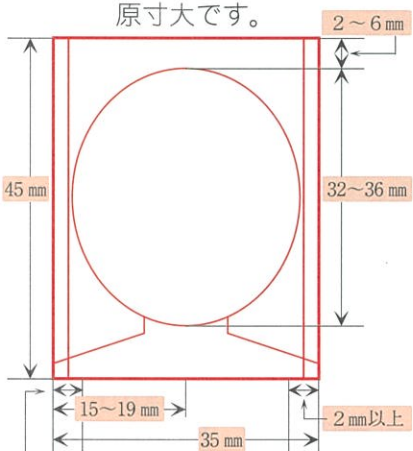


# 旅券(パスポート)書面申請のご案内 石川県 令和8年7月1日現在

- ◎初めて旅券を申請する方、◎有効期間が過ぎた方、◎残りの有効期間が1年未満となった方
- ◎有効期間が1年以上あるが、記載事項に変更がある方 の場合

## 申請に必要な書類

<p>1 <b>一般旅券発給申請書</b> ..... 1枚</p>	<p>18歳以上は(10年用) 18歳未満は(5年用)の申請書に記入してください (令和2年12月改正版以前の旧様式は使用不可)</p>				
<p>2 <b>戸籍謄本(全部事項証明書)</b> ..... 1通</p> <p>発行後6ヵ月以内のもので記載事項が最新のもの(コピー不可) (戸籍抄本(個人事項証明書)不可)</p>	<p>残りの有効期間が1年未満の切替申請で、氏名、本籍地の都道府県名、生年月日、性別に変更のない方は省略できます ただし、受付時に戸籍内容の確認が必要と判断された方は省略することができません なお、同一戸籍内にある2人以上が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通でも結構です</p>				
<p>3 <b>写真</b> ..... 1枚</p> <p>6ヵ月以内に撮影したもので、パスポート用サイズのもの(顔のサイズに注意)</p>  <p>原寸大です。</p> <p>2mm以上 写真は申請書に貼らずにご持参ください</p>	<p>正面向き、無帽、無背景(グラデーション不可)で、左の規格を満たしているもの ※申請者本人のみを撮影したもの(乳幼児についても本人のみ) 次のような写真は不適当なので受理できません 〔不適当な写真〕 ・背景と人物(頭、髪、服装等)の境界が不明瞭なもの ・カラーコンタクトや瞳のフチを広げるコンタクトを装着したもの ・イヤリングやヘアバンド、マスク、絆創膏などにより顔や頭部の一部が隠れているもの ・タートルネックやフードなどにより顔の輪郭や首元が隠れているもの ・髪やつげまつげ、まつげエクステ、またはその影が目にかかっているもの ・顔の向きが傾いているもの、横を向いているもの ・口角が上がるなどにより実際の容姿と著しく異なるもの(歯が見えているもの) ・背景が柄模様であったり、凹凸のあるクロスが写り込んでいるもの、色が濃いもの ・背景に影があるもの ・目にフラッシュやライトが写り込んだもの、瞳がフラッシュで赤くなったもの ・色付きの眼鏡やサングラスを着用したもの、レンズの反射光が目にかかったもの ・眼鏡のフレームやフレームの影が目にかかったもの(眼鏡を外したものを推奨) ・ピントが合っていないもの、画質が粗いもの、インクのにじみや汚れ、傷があるもの ・美白処理、顔パーツなどを修正したもの、左右反転したもの など (注1) デジタル写真の場合、たとえカメラが高解像度のものであっても、家庭での印刷となると不十分なものが多く見受けられます。ドット(網状の点)やジャギー(階段状のギザギザ模様)などがみられるものは不適当です</p>				
<p>4 <b>本人の身元確認書類</b></p> <p>右欄の中から原本で有効なもの(コピー不可)</p> <p>中学生以下の申請で、法定代理人が窓口を訪れる場合で、本人の右欄の書類の提示が困難なときは、「本人の健康保険資格確認書等+法定代理人の右欄の書類」を提示していただければ結構です</p>	<p>○下欄から1つ持参してください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆日本国旅券(失効後6ヵ月以内のものも可) ◆運転免許証</li> <li>◆個人番号カード(マイナンバーカード) (注) 通知カードは不可</li> <li>◆電気工事士免状 ◆無線従事者免許証 ◆官公庁職員身分証明書(写真付き)</li> <li>◆船員手帳 ◆身体障害者手帳(写真付き、偽造防止加工あり) ◆宅地建物取引士証</li> </ul> <p>○上記のものがないときは、下欄から2つ持参してください(①欄から2つは不可)</p> <table border="1" data-bbox="534 1470 1365 1680"> <tr> <td>⑦</td> <td>◎資格確認書(健康保険など) ◎介護保険被保険者証 ◎年金証書または年金手帳または基礎年金番号通知書 ◎印鑑登録証明書(発行後6ヵ月以内のもの)と実印</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>○社員証、公の機関発行の資格証明書(写真付き) ○学生証、在学証明書 ○身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 ○高齢受給者証 ○雇用保険被保険者証 ○母子手帳(就学前の子の場合) ○失効した日本国旅券(写真で本人確認できるもの)</td> </tr> </table>	⑦	◎資格確認書(健康保険など) ◎介護保険被保険者証 ◎年金証書または年金手帳または基礎年金番号通知書 ◎印鑑登録証明書(発行後6ヵ月以内のもの)と実印	①	○社員証、公の機関発行の資格証明書(写真付き) ○学生証、在学証明書 ○身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 ○高齢受給者証 ○雇用保険被保険者証 ○母子手帳(就学前の子の場合) ○失効した日本国旅券(写真で本人確認できるもの)
⑦	◎資格確認書(健康保険など) ◎介護保険被保険者証 ◎年金証書または年金手帳または基礎年金番号通知書 ◎印鑑登録証明書(発行後6ヵ月以内のもの)と実印				
①	○社員証、公の機関発行の資格証明書(写真付き) ○学生証、在学証明書 ○身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 ○高齢受給者証 ○雇用保険被保険者証 ○母子手帳(就学前の子の場合) ○失効した日本国旅券(写真で本人確認できるもの)				
<p>5 <b>前回取得した旅券(最後に受け取った旅券)</b></p>	<p>有効な旅券をお持ちの方は、必ずご持参ください (残り期間は切り捨てになり、旅券番号も変わります) なお、有効期間が過ぎた旅券をお持ちの方もご持参ください</p>				
<p>6 <b>住民票</b></p> <p>発行後6ヵ月以内のもので記載事項が最新のもの(コピー不可)</p>	<p>石川県内に住民登録のある方は、住民票は不要です(住民基本台帳ネットワークシステムで確認します) ただし、居所申請の方や「住民基本台帳ネットワークシステム」を利用されない方、住所氏名の変更直後に申請される方は必要です その場合、個人番号の記載されていない住民票を提出してください</p>				

※上記のほか、受付時に必要と判断された書類の提出をお願いする場合があります

## 申請時のご注意

申請に関する書類に虚偽の記載をすると、旅券法第23条により罰せられることがあります

- ◎ 石川県で申請できる方は、日本国籍を有し、石川県内に住民登録をされている場合のみ  
・ただし、一定の条件を満たせば、石川県に住民登録がなくても申請できる場合(居所申請)があります  
必ず事前にお問い合わせください
- ◎ 未成年者(18歳未満)が申請する場合  
・5年用申請書裏面の「法定代理人署名」欄に、親権者あるいは後見人が必ず直筆で署名してください  
親権者が遠隔地在住のため申請書に自署できない場合は「旅券発給申請同意書」(石川県のホームページからダウンロードできます)を提出してください
- ◎ 代理人が申請する場合  
・代理申請であっても、申請書は本人が記載してください  
特に、①「所持人自署」、②「刑罰等関係」、③申請書類等提出委任申出書の「申請者記入」の3カ所は本人自署でないものは受理できません  
・申請に必要な書類一式(左頁の1~5)に加えて、代理人の身元確認書類(左頁の4のうちいずれか一つ・原本)が必要です  
・8名以上(小松・七尾・のと里山空港窓口は5名以上)の代理申請をする場合は2日前までに予約が必要です  
※居所申請の方、有効な旅券を紛失した方、刑罰等関係欄に該当する方、有効期間が1年以上ある方は代理申請はできません
- ◎ 有効旅券の氏名、本籍地の都道府県名、性別及び生年月日に変更になった場合、または査証欄に余白が少なくなった場合  
・18歳以上の方は新たに有効期間が10年の旅券を申請するか、現在お持ちの旅券と有効期間が同一となる「残存有効期間同一旅券」を申請してください  
・18歳未満の方は新たに有効期間が5年の旅券を申請してください(「残存有効期間同一旅券」の申請はできません)
- ◎ その他  
以下の場合は、事前にお問い合わせください  
・旅券面の氏名表記にヘボン式ローマ字以外を希望する場合(一定条件および別途資料が必要)  
・有効な旅券を紛失、損傷した場合(別途手続きが必要)  
・刑罰等関係欄に該当する場合、対立関係地域へ渡航される場合(パスポートセンターへの事前連絡が必要)  
以下の場合は、申請時にお申し出ください  
・旅券の申請をした窓口とは別の窓口(石川県内に限る)での受け取りを希望する場合  
・以前に旅券を申請して受け取らなかったことがある場合(代理申請不可)

## 受け取り時のご注意

◎旅券の受け取りには年齢に関係なく必ず本人がお越しください  
受け取り期限(発行日から6ヵ月)を経過すると旅券は未交付失効されます。未交付失効された場合、次回申請時に通常より高い手数料(収入印紙(10年の場合7,000円、5年の場合2,500円)、石川県証紙2,000円)を追加徴収します

◎受け取りの際には、次の手数料が必要で※申請時は不要です

旅券の種類	申請時の年齢	収入印紙	石川県証紙	合計
10年旅券	18歳以上	7,000円	2,300円	9,300円
5年旅券	18歳未満	2,500円	2,300円	4,800円
残存有効期間同一旅券	18歳以上	3,500円	2,300円	5,800円

(注) 年齢は誕生日の前日で1年加算して計算します

## お問い合わせ及び申請窓口

テレフォンサービスをご利用ください→076-224-1050  
ホームページ <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokusai/passport/passport.html>

	パスポートセンター(金沢窓口)	小松旅券窓口	七尾旅券窓口	のと里山空港旅券窓口
所在地	〒920-0853 金沢市本町1-5-3 リファーレ3階 ☎076(223)9109	〒923-0801 小松市園町ハ108-1 県小松合同庁舎1階 ☎0761(23)5931	〒926-0852 七尾市小島町二部33 中能登総合事務所1階 ☎0767(52)6113	〒929-2392 輪島市三井町洲衛10-11-1 奥能登行政センター1階 ☎0768(26)2310
受付時間	申請 月曜日~金曜日 9:00~17:00 交付(旅券の受取) 月・水・金・日曜日 9:00~17:00 火・木曜日 9:00~19:00	申請 月曜日~金曜日 9:00~17:00 交付(旅券の受取) 月・水・木・金曜日 9:00~17:00 火曜日 9:00~19:00	申請 月曜日~金曜日 9:00~17:00 交付(旅券の受取) 月・水・木・金曜日 9:00~17:00 火曜日 9:00~19:00	申請 月曜日~金曜日 9:00~17:00 交付(旅券の受取) 月・水・木・金曜日 9:00~17:00 火曜日 9:00~19:00
受取日	申請日を含めて9日目 ただし、土、日、祝日、休日、年末年始は除いて数える	申請日を含めて11日目 ただし、土、日、祝日、休日、年末年始は除いて数える	申請日を含めて11日目 ただし、土、日、祝日、休日、年末年始は除いて数える	申請日を含めて11日目 ただし、土、日、祝日、休日、年末年始は除いて数える
業務内容	旅券業務全般 代理申請は15名まで受付可能 (8名以上要予約)	新規発給・残存有効期間同一の申請と交付(刑罰等関係欄に該当する方は除く) 代理申請は10名まで受付可能(5名以上要予約)	新規発給・残存有効期間同一の申請と交付(刑罰等関係欄に該当する方は除く) 代理申請は10名まで受付可能(5名以上要予約)	新規発給・残存有効期間同一の申請と交付(刑罰等関係欄に該当する方は除く) 代理申請は10名まで受付可能(5名以上要予約)

※査証(ビザ)については、日本にある各国大使館または領事館へ直接お問い合わせください

